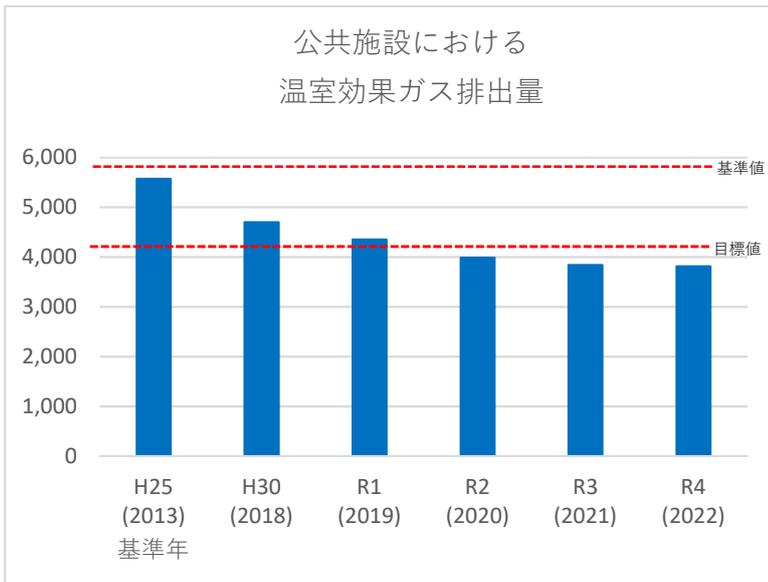


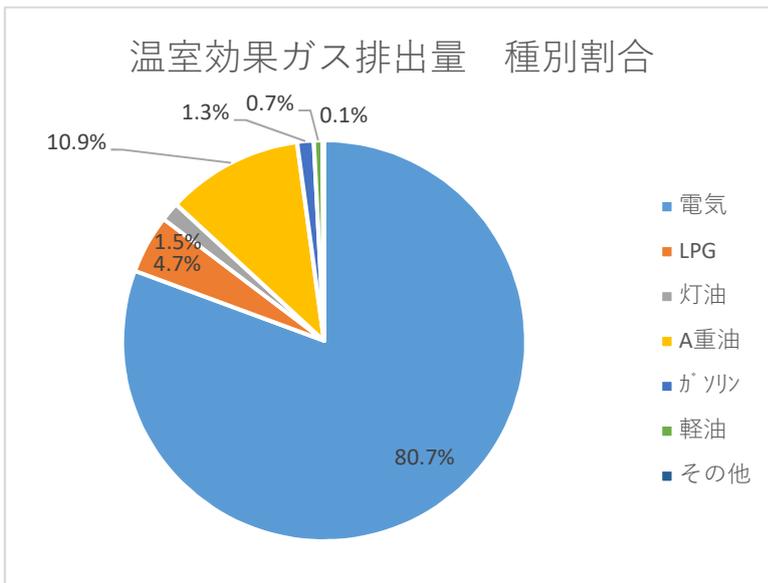
## 矢掛町地球温暖化対策実行計画(第4期)の取組内容について



町では、京都議定書などにおける国際的な流れや本町が平成4年に行った「クリーンな町宣言」などを踏まえ、平成30年4月に町の各施設でCO<sub>2</sub>削減に取り組むための「矢掛町地球温暖化対策実行計画(第4期)」の運用を開始しました。

計画では、令和4年度までに温室効果ガス排出量を基準年(平成25年度)と比べて27.2%削減することを目標としています。

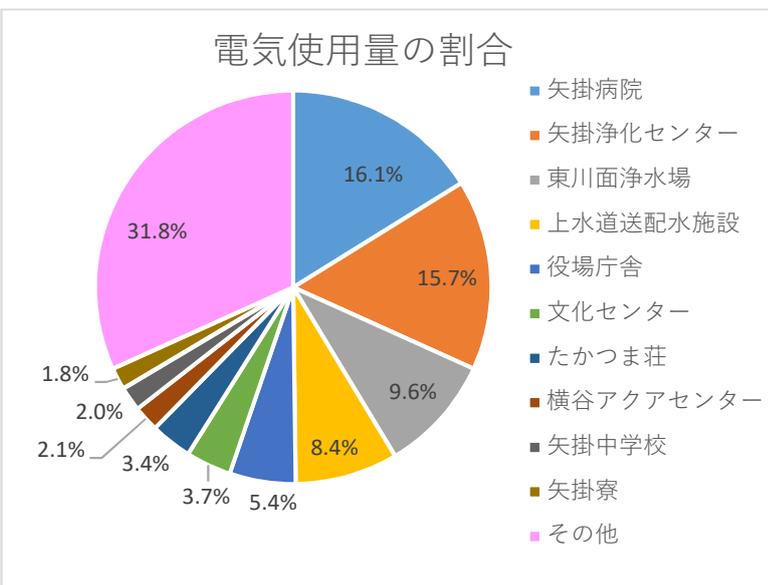
令和4年度は、基準年(平成25年度)比で、66.4%となり、33.6%の削減となりました。また、前年(令和3年度)比では0.5%の削減ができました。



町の公共施設における温室効果ガス排出量の起源は、電気が約81%を占めており、温室効果ガス排出量を削減するためには節電への取組みが重要であると考えられます。

節電のための取組みとして、本町では国の補助金を活用し、平成30年度から令和2年度にかけて公共施設の空調設備・照明設備を高効率な機器に更新しています。

これらの機器更新による省エネ効果から、令和元年度以降順調に温室効果ガス排出量は減少しており、特に令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う公共施設の閉館、各種イベントの中止も相まって大幅に温室効果ガス排出量が減少しています。



令和4年度は、令和2年度に省エネ改修が完了したことによる温室効果ガス排出量の削減効果と、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策、行動制限緩和に伴う電気使用量の増加による温室効果ガス排出量の増加があり、結果としては令和3年度排出量と比較すると微減となりました。

矢掛町では、令和2年度に第4期計画における目標削減率に達していますが、ウィズコロナによる行動制限の緩和により、令和5年度以降は電気使用量等の温室効果ガス活動量の増加が見込まれます。令和4年度は計画最終年度であるため、クールビズ・ウォームビズ等のエコオフィス活動(ソフト事業)により一層のCO<sub>2</sub>削減に取り組んでいく必要があります。